

○ 都市公園を占用する場合

占用物件		単 位	改正前	改正後
第1種電柱		1本につき1年	480円	570円
第2種電柱			730円	880円
第3種電柱			990円	1200円
第1種電話柱			430円	510円
第2種電話柱			680円	820円
第3種電話柱			940円	1100円
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき	4円	5円	
地下に設ける電線その他の線類	1年	3円	3円	
変圧塔その他これに類するもの及び	1個につき1年	850円	1000円	
公衆電話所				
郵便差出箱及び信書便差出箱				360円
送電塔その他これに類するもの	占用面積1㎡につき1年	850円	1000円	
水道管、下水道管、ガス管	長さ1mにつき1年			
その他これらに類するもの	外径が0.07m未満のもの	18円	22円	
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの	26円	31円	
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの	38円	46円	
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの	51円	61円	
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの	77円	92円	
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの	100円	120円	
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの	180円	220円	
	外径が0.7m以上1m未満のもの	260円	310円	
	外径が1m以上のもの	510円	610円	
旗ざお	競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	9円	9円